

2026年6月分配期以降に適用する管理手数料実施料率

管理手数料は、音楽クリエイターなどの権利者へ使用料を分配する際に、分配額に対する一定率を控除するもので、JASRACの運営経費に充てられます。

実施料率は、利用分野ごとに業務に要する実費を踏まえ、著作者、音楽出版社、学識経験者等で構成する理事会の承認を得て決定しています。

使用料の区分	届出料率	実施料率
演 奏 等	25%	25%
大規模演奏会等(注1)		12.5%
カラオケ		20%
ビデオ上映		21%
遊技機上映・演奏		11%
B G M		25%
貸与(貸レコード)	10%	10%
業務用通信カラオケ		9%
放送等	10%	8.5%
有線放送等		
インタラクティブ配信		9.5%
業務用音楽配信		
映 画	25%	録音 25%
		上映 21%
出 版 等		25%
オーディオ録音	6%	6%
オルゴール		
CDグラフィックス等		
カラオケ用ICメモリーカード		
ビデオグラム録音	10%	9.8%
広告目的で行う複製		(注2)
ゲームに供する目的で行う複製		
そ の 他	25%	(注3)
貸ビデオ		10%
外国入金	5%	録音 5%
		演奏 5%
教科書等掲載補償金 教科用拡大図書等複製補償金	20%	20%
教科用図書代替教材掲載補償金		
私的録音補償金		10%
私的録画補償金		(注4)
授業目的公衆送信補償金		9.5%

(注1) 「大規模演奏会等」とは、「演奏会等」のうち、料規程に基づき算出する1公演当たりの「入場料に定員数を乗じて得た額」が5,000万円を超えるものをいう。

(注2) 委託者が指定した使用料額が300万円以下の部分については8%、300万円を超え1,000万円以下の部分については2%、1,000万円を超える部分については1%を適用する。委託者が使用料額を指定しなかったときは、複製の形態に応じ使用料規程所定の使用料額をもって許諾することとなるから、これに対応する使用料の区分の実施料率を適用する。

(注3) 「その他」の実施料率については、理事会において別に定めており、その全てが25%（届出料率）を下回っている。

(注4) 「私的録画補償金分配規程」の附則2項の規定によりテレビ放送分配基金に合算して分配するため、放送等の実施料率を適用する。